

携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会
(第9回) 議事要旨

1 日 時 平成20年3月10日(月) 14:00~16:00

2 場 所 総務省9階 第3特別会議室

3 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

秋池 玲子、伊東 晋、生越 由美、金山 智子、北 俊一、鈴木 博、
根岸 哲(座長)、森川 博之、吉田 望

(2) 総務省

小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官、今林総務課長、
吉田放送政策課長、奥放送技術課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長、藤島
地域放送課長、長塩放送政策課企画官

4 議題

- (1) 実現する放送の基本的枠組みについて
- (2) サービスに要する割当周波数帯域幅について
- (3) その他

5 議事要旨

(1) 前回会合における構成員からの指摘について

事務局から資料1に基づき、前回会合における構成員からの指摘等について説明
があった後、質疑応答が行われた。

(2) 実現する放送の基本的枠組み及びサービスに要する割当周波数帯域幅について

事務局から資料2①「割当周波数帯域幅」と「サービスの概要の検討」に基づき
説明があった後、質疑応答が行われた。

【構成員】 デジタル新型コミュニティ放送は理想的にはすばらしく、必要だと思うが、
手を挙げる人が出るような制度(参入条件)にする配慮が必要。

【構成員】 今回議論の対象となっている周波数帯(V-L O W及びV-H I G H帯)以
外のところで、デジタル新型コミュニティ放送向けに帯域を確保できる可能性はないの
か。

【総務省】 周波数割当計画、デジタル新型コミュニティ放送用に新たに割り当てられ
る予定の帯域は、今のところございません。

【構成員】 V-H I G Hは全国向けマルチメディア放送とし、V-L O Wは全国向けマ

マルチメディア放送あるいは地方ブロック向け放送のどちらかいい案の方を採用するとしてはどうか。

【構成員】 それを実現するには、周波数の割り当て方として、結局、地域別の放送に対応できるネットワークを用意することになる。電波の利用効率からすると、予め全国用と地域用に分けるか、あるいは全て全国向けに割り当てる方法が望ましい。

【構成員】 地方ブロック向けデジタルラジオ放送は、地域情報を提供するアナログラジオが存在すれば、実現する必要性は低いと考えており、その部分は、今後の動向を見ながら残りの使い方を決めてはどうか。デジタル新型コミュニティ放送については、全国向けの中でうまくマージできればとも思うが、とりあえず3メガなど小さい帯域を割り当て、残り半分ほどを全国向けのマルチメディア放送へ割り当てるような仕組みを考えている。

【構成員】 例えば、全国向けと地方ブロック向けを分けた上で募集をかけ、事業者の手が挙がらないブロック（穴あき）が生じてしまう場合は、全国向けのみとする折衷的な考え方もある。

【構成員】 帯域の割り当て方については利害得失を明らかにして議論すべき。また、地上放送は、歴史的に地域の情報発信にかなり注意を払ってきた経緯があることから、仮に全国向けのみにした場合でも、地域情報を担保する配慮が必要。

一方で、全国向けのみとすると、基本的に1チャンネル当り4～5MHz ずつの割り当てとなり、全国の約90%をカバーできる事業者を2社入れることができる。その場合、複数の技術方式の採用も可能となり、競争環境の実現という話にも対応できることになる。これに対し、V-HIGHを2つの事業者で分けると、帯域が相当狭くなるため、それに対応できる方式は限定されよう。その場合、手を挙げながらも参入できない者が出てくる可能性があるにもかかわらず、先ほどのようにV-Lowを当面空けて待つというようなことは言えないのではないかと。

【構成員】 全国を埋めることを前提に、事業者連合を組んで地方ブロックごとに提案してもいいし、3セグ単位で県単位での提案があってもいいし、1者が全国向けに提案してもいいような、柔軟性を持たせることがよい。

【構成員】 そうすると、全国向けと地方向け、どちらでもいいということか。しかし、それを実現するには何か制約があるはず。

【構成員】 その点、審査基準の問題はあるものの、ビジネスモデルがあまりうまくいかなそうということもあり、多様な事業者が手を挙げやすい方が望ましい。

【構成員】 「あまねく受信」義務を今回のマルチメディア放送にどの程度要求するか。

資料では「3つ以上のチャンネルが必要であると想定」とあるが、これを前提に議論するというのでよいのか。

【総務省】 基本的に、周波数がどの程度必要かということは、どの程度の世帯カバー率を考えるかということと、ネットワーク投資をどの程度やるかということによります。相当のカバー率を、ある程度経済的な投資（置局）で実現するには、少ない数の大ゾーンの放送局でカバーすることが効果的ですが、その場合は、SFN破綻による混信をなくすため、複数のチャンネルが必要ということも想定されます。

【構成員】 「あまねく受信」の義務については、無料放送なら別だが、有料放送の場合はユーザーのニーズに応えるため、かなり綿密に置局をしなければならない。

FM局程度の設備投資で、家の中で動画を満足できる程度に見ることができるものなのか。携帯会社の様に、かなり細かい基地局を置かないと難しいのでは。

【総務省】 目標の世帯カバー率を何%にするかによるが、90%ぐらいであれば、今のFMくらいの置局で達成可能と考えられる。

【構成員】 様々な技術方式があるが、基本的に、あまり変わらないということによろしいか。

【構成員】 SFN破綻については、技術面で改良の余地があるのではないかと。現状を前提にバンドを広げて使い、後でバージョンアップできなくなることになれば、結局は国際化に遅れをとる可能性もある。

【構成員】 携帯電話事業者は、FM放送よりもはるかに電波が届く環境をつくっていると思う。今回の議論は、放送局の設備を使って割り当てるのが前提になっているが、携帯電話の基地局のように置局をしていくシステムを前提にすれば、割り当てるチャンネル数の議論が違ってくるのではないかと。

【構成員】 全国向けマルチメディア放送に2事業者入れるというのはあり得ると思うが、NHKの地域向け番組のように、全国放送としても一定時間は各地域で違う番組ということは可能なのか。

【事務局】 ある時間帯に限ってでも、地域別の情報を流そうと思えば、地域別情報が流せるネットワークを組む必要があり、そうすると周波数を小分けにしないとイケないので、地域で流れる情報量が減るという議論になります。

【構成員】 政策的にアナログラジオをデジタルラジオに移行することは考えているのか。移行してしまえば、アナログの周波数帯域が空くという玉突き状態が起こるのかなという気がするが。

【総務省】 現在、アナログラジオ事業者をすべてデジタルに転換しようという政策決定はしておりません。ただ、このマルチメディア放送のような新しいツールを使い、アナログラジオ事業者が独自に事業展開していくことはあると考えております。

【総務省】 また、現状では、AMもFMも非常に狭い帯域を稠密に使用しているため、すぐにそのような議論にはならないものと考えております。

【構成員】 「効率的な周波数の利用」の意味合いには、コンテンツの内容がしっかりしたものが流れるという視点もあると思うので、それも検討しなければいけない。(使える帯域が増えても、同じような番組ばかりが並ぶようなことにならないようにするため、コンテンツ内容の魅力を担保できる仕組みも考慮すべきではないか。)

また、予めV-L O Wを地方ブロック向けに割り当てる場合は、全ブロックで手が挙げがらなかったら全国向けに割当を切り替えるといったコンティンジェンシー・プランを考慮しておくべきだし、全国向けにまとめて割り当てる場合は、帯域の有効利用を考慮して地域や新規の事業者への帯域の貸出制度を用意するなど、新たなサービスが生まれる制度とすべき。

【構成員】 参入を希望する事業者が多いと予想されるV-H I G Hのマルチメディア放送(全国)を2つに分けることで、競争環境が生まれることが望ましい。その結果基地局がたくさん建てられれば、S F Nでカバーができないところも少なくなる。差し当たっては、車向け等のサービスであれば、「あまねく受信」の義務は必要ない。

【構成員】 全国向け放送に割り当てた場合、どうしても地方の情報が弱くなる。将来の道州制議論を見据えつつ、地方ブロックで手を挙げて貰えるような枠を確保しておいた方がよい。

続いて、事務局から資料2②「効率的枠組の検討」及び③「技術方式の検討」に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。

【構成員】 D V B-Hの間欠受信のような技術は非常に重要。このような部分では、ある程度方式に差がある。

国際化というか、他の技術の優秀な部分をうまくマージして、もっとよりよいシステムに持っていくべき。それによって、周波数利用効率もあがり、デジタル新型コミュニティ放送も全国向け放送にうまくマージできるのではないか。できれば日本やその関係国だけしか使えないというのではなく、世界標準を目指すべき。

【構成員】 技術基準は1つには決めず、並列で複数の基準を並べておくのがよいのではないか。事業者の選択に合わせて決めればよい。W i M A Xも4つの技術基準を定めて、実際は2つ使われることとなった。

【構成員】 デジタル新型コミュニティ放送をというより、アンダーレイでスポット的なサービスができる割当ができるといい。

6 その他

- 第10回会合は、平成20年3月28日（金）17：00から開催の予定。

以 上